

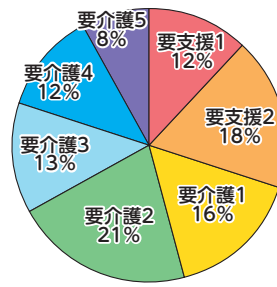
介護保険

問合先 介護保険課

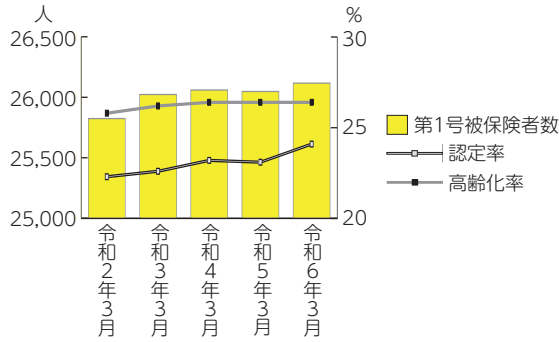
介護保険の運営状況

令和6年3月末の第1号被保険者数は、26,117人、高齢化率は26.4%となっています。そのうち、6,287人が要介護(要支援)認定を受けており、

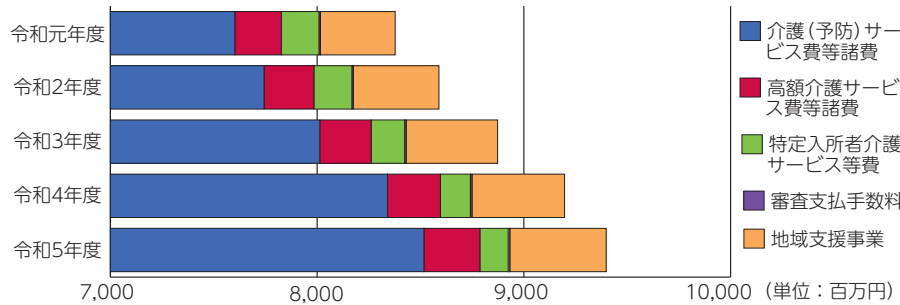
介護認定の状況
(令和6年3月)



高齢化率と認定率の推移



介護給付費等の推移



認定率は24.1%となっています。高齢化率は昨年と同率となっていますが、介護の必要性が高くなる後期高齢者数(75歳以上)が年々増加しています。

また、令和6年3月の介護認定の状況を見ると、要支援の認定を受けている人が30%、要介護認定を受けている人が70%となっています。介護度別の割合を見ると、要介護1と要介護2

の人の合計が37%、要介護3から要介護5が33%で、要支援を含めた軽度者の割合が高く、この傾向に大きな変化は見られません。

次に、介護給付費等の状況を見ると、令和5年度の総合計は93億9千万円となり、令和4年度に比べ、2.19%の伸びとなり年々増加しています。介護給付費は介護保険料算定の基礎となる金額です。そのため、市では平成24年度より負担の公平性や給付の適正化を図るため、必要なサービスが提供されていないかなどをチェックする介護給付費等適正化事業の取組を進めています。

今後も安定した介護保険制度の運営を行うには、被保険者一人ひとりのご協力が必要となります。高齢者ご自身の健康増進、介護予防への取組、また、介護保険料の納付に、ご理解ご協力をお願いします。



所得税

確定申告にかかる証明

■介護保険「要介護・要支援認定者」の障害者控除

身体障害者手帳などの交付を受けていない人でも、65歳以上で介護保険の要介護・要支援認定を受け、寝たきり状態や認知症などの症状が一定の基準を満たし、「障害者または特別障害者に準ずる」と認められる場合には、「障害者控除対象者認定書」の交付を受けることができます。

■おむつ代の医療費控除

寝たきりなどで、おむつを使用している場合、確定申告の際に、おむつ代の領収書に医師が作成した「おむつ使用証明書」を添付することで、医療費控除を申告することができます。また、介護保険の要介護・要支援認定を受け、主治医意見書より寝たきり状態にあることおよび失禁への対応としてカテーテルを使用していること、または尿失禁が発生しているもしくはその発生可能性があることが確認できる場合、市が発行する「おむつ使用確認書」を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

場合があるので、詳しくは問い合わせてください。

「障害者控除対象者認定書」・「おむつ使用確認書」の交付を受ける場合は、証明手数料(400円)が必要です(即日交付はできません)。

■納めた介護保険料の社会保険料控除

1月～12月に納めた介護保険料は、社会保険料控除の対象とすることができます。特別徴収(年金大引き)した介護保険料は本人の所得申告でのみ控除対象とすることができます。普通徴収(納付書・口座振替)で納めた介護保険料がある人には、1年間(1月～12月)に納付した介護保険料の合計金額を記載した「介護保険料納付額確認書」を来年1月末に送付します。

※介護保険料を全額特別徴収(年金大引き)で納めている人には送付しませんので、日本年金機構などから送付される源泉徴収票を利用してください。



65歳以上の人は 介護保険第1号被保険者

市内在住者が65歳になった場合や、65歳以上の人が市内に転入した場合、本市の介護保険第1号被保険者となり、介護保険被保険者証や介護保険料の通知書、納付書などを送ります。

介護保険料 4月1日現在（転入の場合は転入時、65歳になる場合は誕生日の前日）の世帯員の住民税課税状況と、本人の前年中の課税年金収入額や合計所得金額（*）、住民税課税状況により決定します。（保険料の算出方法は広報7月号をご覧ください。）保険料決定額は納入通知書にてお知らせします。

（*）**合計所得金額**…地方税法第292条第1項第13号に規定される金額（年金・給与・不動産・配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額の合計額で、純損失・雑損失・居住用資産等の譲渡損失・上場株式等に係る譲渡損失・先物取引に係る差金等決済に係る損失の繰越控除前の金額、土地・家屋等の譲渡所得は特別控除適用前の金額）を言います。（扶養控除や社会保険料控除などの所得控除をする前の金額です。）

※保険料の算定は土地・家屋に係る譲渡所得の特別控除を差し引いて計算します。

国民年金

問合先 国保年金課

ご存知ですか

障害基礎年金

病気やけが等により、初めて医師などから診療を受けた日（Ⅱ初診日）から1年6カ月を経過した日等の障害認定日に、国民年金法における障害等級1級または2級の状態（Ⅱ所定の障害状態）にあり、次の初診日要件、保険料納付要件の両方に当てはまる場合、障害基礎年金を受給できます。

※障害認定日後に20歳となる場合、20歳到達日の障害の状態で判定されます。

初診日要件

初診日が次のいずれかの期間中であること

- 国民年金加入中の期間
- 日本に住んでいる60～64歳で、老齢基礎年金を受給しておらず、かつ年金制度に加入していない期間
- 20歳未満で年金制度に加入していない期間

保険料納付要件

国民年金保険料の納付状況が、原則初診日の前日時点で次のいずれかであること

- 初診日の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の期間、保険料が納付または免除、学生納付特例、納付猶予されていること
- 初診日の前々月までの1年間保険料の未納がないこと

※保険料納付要件について、保険料が一部免除の場合、納付が必要で、また、初診日が20歳未満で年金制度に加入していない期間である場合、納付要件は不要です。（所得制限あり）

なお、障害認定日以降に障害の程度が悪化し、65歳になるまでに所定の障害状態となった場合も受給できます。（65歳の誕生日の前々日までに請求書の提出が必要）

年金額（令和6年度）

- 1級：1,020,000円（昭和31年4月1日以前に生まれた人は1,017,125円）
- 2級：816,000円（昭和31年4月1日以前に生まれた人は813,700円）

※受給者に生計を維持する子（18歳到達後の最初の年度末までの子、または20歳未満で所定の障害状態にある子）がいる場合は加算があります。

過去の国民年金任意加入対象期間（海外在住期間などを除く）に加入していなかったことにより、その当時負った障害で障害基礎年金などを受給していない人に、国民年金制度の発展過程において生じた特別事情をかんがみ、福祉的措置として「特別障害給付金」があります。

※受給額は障害基礎年金額と異なります。また、経過的福祉手当を受給中の人は併給できません。詳しくは問い合わせください。



広告